

■ 臨床研修病院の開設者名・病院名の変更の取扱い

国の運用上、臨床研修病院の移転・病院の再編・開設者の変更に際し、**一定の要件**を満たす場合、報告書の提出及び地域医療対策協議会への報告を経て、指定継続を行うこととしている。

（要件） 移転等前後における病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲を総合的に勘案し、**病院としての同一性**が認められる場合で、さらに指定基準を満たしている場合

※ 臨床研修病院の指定を一度取消し、改めて指定を行うと、手続上、指定がされていない空白期間が存在し、研修が実施できなくなる等、臨床研修病院及び研修医に対して直接的な影響をきたすことになる。

■ 臨床研修病院の開設者変更に係る報告について①

1 対象病院	変更前	変更後
開設者	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	国立健康危機管理研究機構
病院名	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	国立健康危機管理研究機構 国立国際医療センター

2 変更新月日 : 令和 7 年 4 月 1 日

3 変更前後の状況 : 開設者及び病院名のみ変更あり
二次医療圏、病床数、診療科、病院の機能、医師数、研修医定員…**大幅な変更なし**

▶ 上記対象病院について、変更後の病院が指定基準を満たすとともに、開設者変更前後において、二次医療圏、病床数等大幅な変更はなく、病院としての同一性が認められることから、指定継続とする。

臨床研修病院の開設者の変更について（報告）

■ 臨床研修病院の開設者変更に係る報告について②

1 対象病院

	変更前	変更後
開設者	学校法人昭和大学	学校法人昭和医科大学
病院名	昭和大学病院	昭和医科大学病院
	昭和大学江東豊洲病院	昭和医科大学江東豊洲病院

2 変更年月日 ： 令和7年4月1日

3 変更前後の状況 ： 開設者及び病院名のみ変更あり
二次医療圏、病床数、診療科、病院の機能、医師数、研修医定員…**大幅な変更なし**

▶ 上記対象病院について、変更後の病院が指定基準を満たすとともに、開設者変更前後において、二次医療圏、病床数等大幅な変更はなく、病院としての同一性が認められることから、指定継続とする。